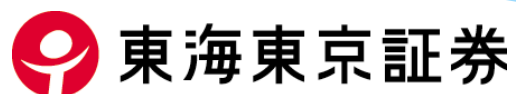


相続の基礎
～ 「相続」を学ぼう!! ～

有価証券で生前贈与 ①上場株式



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

生前贈与とは？

生前贈与…生前に資産を承継する方法→贈与税

相続…亡くなられた際に相続人が財産を取得する方法→相続税

【承継方法】

【課税負担】

【基礎控除】



当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。等資料は平成29年3月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

上場株式の贈与税評価額

贈与税を算出する際の財産評価方法は、国税庁の「財産評価基本通達」によります。

◆ 贈与時における上場株式の評価額

※贈与日＝原則、贈与日の契約を取り交わした日

①	贈与日の終値
②	贈与日の <u>当月</u> の終値平均
③	贈与日の <u>前月</u> の終値平均
④	贈与日の <u>前々月</u> の終値平均

①～④のうち
最も低い価格

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。等資料は平成29年3月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

上場株式の贈与評価の4つの値段の事例

※事例：贈与日が4月10日（終値1,500円）のときは？

前々月 終値平均 2月	前月 終値平均 3月	当月 終値平均 4月	贈与日 終値 4月10日	評価額
1,100円	1,200円	1,400円	1,500円	1,100円

もっとも低い価格が1,100円なので、この場合の贈与税評価額は、『1,100円』となります。

◆1,000株保有している場合の計算例（※手数料は考慮しないものとする）

4月10日……1,500円×1,000株＝150万円

2月終値平均……1,100円×1,000株＝110万円

（基礎控除110万円以内）

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 1 4 0 号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会